

東京都北区①

1. 事業内容

担当課等	地域振興部 産業振興課商工係 TEL : 03-5390-1235 FAX : 03-5390-1141
助成事業名	新製品・新技術開発支援事業

2. 助成事業の内容

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は次の要件のいずれかに該当すること。 1.区内に本社又は事業所を持ち、区内で1年以上操業している中小製造業者(法人) 2.区内に在住かつ、1年以上区内で操業している個人事業者 3.区内に本社又は事業所を持つ、中小企業者2/3以上で構成されたグループ 																
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> 助成件数は3件程度 助成対象経費は、消費税等の間接経費を除き、以下の条件に適合する「助成対象経費一覧」に掲げる経費。 (1)助成対象事業として決定を受けた事業構築のための必要最小限の経費 (2)2012年4月1日から2013年3月31日までに契約、取得、支払いが完了した経費 (3)財産取得となる場合は所有権が助成事業者に帰属する経費 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">「助成対象経費一覧」</th> </tr> <tr> <th>経費区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原材料・副資材費</td> <td>開発品の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費 [例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品など]</td> </tr> <tr> <td>機械装置・工具器具費</td> <td> 1 当該研究開発に必要な機械装置のリース、レンタル、購入に要する経費 2 当該研究開発に必要な機械装置を自社で製作する場合の部品の購入に要する経費 3 測定、分析、解析、評価等を行う機械装置のリース、レンタル、購入に要する経費 4 当該研究開発に用いる器具・道具類のリース、レンタル、購入、据付け費用に要する経費 [例：旋盤、プレス機、ドリル、治具など] ※機械装置等を購入した場合、助成事業実施期間のリース料相当額のみが助成対象経費となります。 </td> </tr> <tr> <td>外注費</td> <td> 自社内で不可能な当該研究開発の一部について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費 [例：機械加工、基盤設計、委託加工、機械委託製作、委託設計、デザインの外注など] ※外注の再委託は、助成対象外となります。 ※外注費の金額は、対象経費の2分の1以内で150万円を限度とします。 </td> </tr> <tr> <td>工業所有権導入費</td> <td>開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費</td> </tr> <tr> <td>技術指導受け入れ費</td> <td> 外部(専門家)から技術指導を受ける場合に要する経費 [例：謝金等] ※技術指導の日報と指導報告書が必要です。 </td> </tr> <tr> <td>直接人件費</td> <td> 「ソフトウェア情報関連技術」では、広範囲の業務・業種等で横断的に利用可能であり、汎用性及び拡張性に優れた機能を有するプログラムの開発が対象となります。また、その主要な部分のプログラム開発は自社開発であることが必要です。 1 対象は、開発に直接従事する役員及び正社員とし、臨時社員等は対象となりません。 ※直接人件費の金額は、対象経費の3分の1以内で100万円を限度とします。従事社員別の作業日報の作成が必要となります。 </td> </tr> </tbody> </table>	「助成対象経費一覧」		経費区分	内容	原材料・副資材費	開発品の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費 [例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品など]	機械装置・工具器具費	1 当該研究開発に必要な機械装置のリース、レンタル、購入に要する経費 2 当該研究開発に必要な機械装置を自社で製作する場合の部品の購入に要する経費 3 測定、分析、解析、評価等を行う機械装置のリース、レンタル、購入に要する経費 4 当該研究開発に用いる器具・道具類のリース、レンタル、購入、据付け費用に要する経費 [例：旋盤、プレス機、ドリル、治具など] ※機械装置等を購入した場合、助成事業実施期間のリース料相当額のみが助成対象経費となります。	外注費	自社内で不可能な当該研究開発の一部について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費 [例：機械加工、基盤設計、委託加工、機械委託製作、委託設計、デザインの外注など] ※外注の再委託は、助成対象外となります。 ※外注費の金額は、対象経費の2分の1以内で150万円を限度とします。	工業所有権導入費	開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費	技術指導受け入れ費	外部(専門家)から技術指導を受ける場合に要する経費 [例：謝金等] ※技術指導の日報と指導報告書が必要です。	直接人件費	「ソフトウェア情報関連技術」では、広範囲の業務・業種等で横断的に利用可能であり、汎用性及び拡張性に優れた機能を有するプログラムの開発が対象となります。また、その主要な部分のプログラム開発は自社開発であることが必要です。 1 対象は、開発に直接従事する役員及び正社員とし、臨時社員等は対象となりません。 ※直接人件費の金額は、対象経費の3分の1以内で100万円を限度とします。従事社員別の作業日報の作成が必要となります。
「助成対象経費一覧」																	
経費区分	内容																
原材料・副資材費	開発品の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費 [例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品など]																
機械装置・工具器具費	1 当該研究開発に必要な機械装置のリース、レンタル、購入に要する経費 2 当該研究開発に必要な機械装置を自社で製作する場合の部品の購入に要する経費 3 測定、分析、解析、評価等を行う機械装置のリース、レンタル、購入に要する経費 4 当該研究開発に用いる器具・道具類のリース、レンタル、購入、据付け費用に要する経費 [例：旋盤、プレス機、ドリル、治具など] ※機械装置等を購入した場合、助成事業実施期間のリース料相当額のみが助成対象経費となります。																
外注費	自社内で不可能な当該研究開発の一部について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費 [例：機械加工、基盤設計、委託加工、機械委託製作、委託設計、デザインの外注など] ※外注の再委託は、助成対象外となります。 ※外注費の金額は、対象経費の2分の1以内で150万円を限度とします。																
工業所有権導入費	開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費																
技術指導受け入れ費	外部(専門家)から技術指導を受ける場合に要する経費 [例：謝金等] ※技術指導の日報と指導報告書が必要です。																
直接人件費	「ソフトウェア情報関連技術」では、広範囲の業務・業種等で横断的に利用可能であり、汎用性及び拡張性に優れた機能を有するプログラムの開発が対象となります。また、その主要な部分のプログラム開発は自社開発であることが必要です。 1 対象は、開発に直接従事する役員及び正社員とし、臨時社員等は対象となりません。 ※直接人件費の金額は、対象経費の3分の1以内で100万円を限度とします。従事社員別の作業日報の作成が必要となります。																
助成期間	・会計年度内																
助成金額、補助率	・助成対象経費の2/3(上限200万円)																
産業財産権の帰属	・申請事業者																

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・申請期間 2012年4月2日(月)～5月31日(木) 9時～16時まで
---------	--------------------------------------

審査（選考）方法	・一次審査会（書類）、二次審査会（面接）により決定																		
申請に係わる必要書類等	<p>・事前に電話連絡のうえ、産業振興課窓口まで以下の書類をご持参ください。</p> <p>(1)交付申請書 (2)事業計画書 (3)事業収支予算書</p> <p>・様式は北区HPからダウンロードできます。 ・事業収支予算書の経費で見積書など金額の根拠がある場合、写しを添付すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">「添付書類」</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">法人事業者</th> <th style="width: 33%;">個人事業者</th> <th style="width: 33%;">企業グループ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 社歴書(経歴書)または会社概要</td> <td>ア 社歴書(経歴書)または会社概要</td> <td>ア 企業グループの案内</td> </tr> <tr> <td>イ 会社の登記簿謄本</td> <td>イ 住民票</td> <td>イ 構成員名簿 各企業の登記簿謄本または構成員の住民票</td> </tr> <tr> <td>ウ 納税証明書 ※前年度の法人事業税（都税事務所発行）の納税証明書</td> <td>ウ 納税証明書 ※前年度の法人事業税の納税証明書（都税事務所発行）ただし、法人事業税を課税されていない場合は住民税納税証明書</td> <td>ウ 納税証明書 ※前年度の法人事業税の納税証明書（都税事務所発行）または住民税納税証明書</td> </tr> <tr> <td>エ 申請事業の説明資料 ※仕様書及び図面（設計図、原理機構図、回路図、着色図等）など</td> <td>エ 申請事業の説明資料 ※仕様書及び図面（設計図、原理機構図、回路図、着色図等）など</td> <td>エ 申請事業の説明資料 ※仕様書及び図面（設計図、原理機構図、回路図、着色図等）など</td> </tr> </tbody> </table> <p>・開発する製品が食品（口にいれるもの）の場合は対象外です。 ・効果や効き目等に個人差が考えられる製品や技術の開発については対象外になる場合があります。 ・同一事業の内容で他の公的機関から助成を受けていないことが必要です。 ・本事業において、既に助成を受けた企業は申請できません。 ・複数の事業を申請することはできません。 ・大企業が実質的に経営に参画している場合や研究開発の成果が特定の企業向けの場合は対象外です。</p>	「添付書類」			法人事業者	個人事業者	企業グループ	ア 社歴書(経歴書)または会社概要	ア 社歴書(経歴書)または会社概要	ア 企業グループの案内	イ 会社の登記簿謄本	イ 住民票	イ 構成員名簿 各企業の登記簿謄本または構成員の住民票	ウ 納税証明書 ※前年度の法人事業税（都税事務所発行）の納税証明書	ウ 納税証明書 ※前年度の法人事業税の納税証明書（都税事務所発行）ただし、法人事業税を課税されていない場合は住民税納税証明書	ウ 納税証明書 ※前年度の法人事業税の納税証明書（都税事務所発行）または住民税納税証明書	エ 申請事業の説明資料 ※仕様書及び図面（設計図、原理機構図、回路図、着色図等）など	エ 申請事業の説明資料 ※仕様書及び図面（設計図、原理機構図、回路図、着色図等）など	エ 申請事業の説明資料 ※仕様書及び図面（設計図、原理機構図、回路図、着色図等）など
「添付書類」																			
法人事業者	個人事業者	企業グループ																	
ア 社歴書(経歴書)または会社概要	ア 社歴書(経歴書)または会社概要	ア 企業グループの案内																	
イ 会社の登記簿謄本	イ 住民票	イ 構成員名簿 各企業の登記簿謄本または構成員の住民票																	
ウ 納税証明書 ※前年度の法人事業税（都税事務所発行）の納税証明書	ウ 納税証明書 ※前年度の法人事業税の納税証明書（都税事務所発行）ただし、法人事業税を課税されていない場合は住民税納税証明書	ウ 納税証明書 ※前年度の法人事業税の納税証明書（都税事務所発行）または住民税納税証明書																	
エ 申請事業の説明資料 ※仕様書及び図面（設計図、原理機構図、回路図、着色図等）など	エ 申請事業の説明資料 ※仕様書及び図面（設計図、原理機構図、回路図、着色図等）など	エ 申請事業の説明資料 ※仕様書及び図面（設計図、原理機構図、回路図、着色図等）など																	
支払い方法等	・8月下旬（交付決定金額の1/2）、実績報告にもとづき残額交付																		

4. 実績・資料等

採択件数、金額	2010年度：2件 3,591,000円 2011年度：3件 4,600,000円 2012年度：3件 4,843,000円（年度末見込み額）
応募件数	2010年度：5件 2011年度：5件 2012年度：7件
事業予算規模	・600万円
パンフ等の有無	・パンフレット有

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・実績報告書の提出
----------	-----------

6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	・実績報告書受理、審査、完了検査、助成金残額交付（事業終了時）
--------	---------------------------------